

意見書

令和元年 月 日

(あて先) 川 崎 市 長

〒

住 所 : _____

ふり がな : _____

氏 名 : _____

電 話 : _____

川崎市環境影響評価に関する条例（平成 11 年川崎市条例第 48 号）第 13 条第 1 項の規定による意見書を次のとおり提出します。

指定開発行為の名称

(仮称) 鷺沼駅前地区第一種市街地再開発事業

意 見

日照権・風害等の調査は住民立会で

146m と 92m の 2 棟の超高層タワーマンションによる圧迫感・景観・日照阻害・風害・テレビ受信障害等の調査は、住民立ち合いのもと合同調査をしてください。

狭い鷺沼駅前に 146m37 階建て、北街区に 92m20 階建ての 2 棟のタワーマンションが建つことによる、複合被害は重大です。

超高層ビルの複合被害で空と太陽が奪われます。小杉駅周辺の再開発ではビルの複合被害で遠方まで長時間にわたり日照が奪われたり、眺望が悪化したり、風害で樹木がなぎ倒されて交通不能や、歩行者や自転車が転倒し怪我をしたり、洗濯物が粉塵で干せなくなったりと様々な被害が起きました。

開発事業者は、環境基準値であれば問題ないと判断されます。実際の生活は数値だけでは判断できません。住民の生活目線で公平性・客観性を持たせるため、ガラス張りの評価と対策が必要です。

そのため、住民立ち合いによる、合同調査にしてください。

(備 考)

- 1 提出された意見書は、個人情報伏せてその写しを指定開発行為者（事業者）に送付します。
- 2 意見に対する見解は指定開発行為者（事業者）が作成します。
詳細は裏面を御覧ください。
- 3 この用紙で記載しきれない場合は、便箋、罫紙等を用いてください。
- 4 送付先 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町 1 番地 川崎市環境局環境評価室
電話番号 044-200-2156
- 5 提出期限 令和元年 9 月 26 日（木）まで（当日消印有効）